

E i w a N e w s

国外転出時課税について

令和7年9月
(No. 242)

今回は、海外勤務などで国内に住所等を有しないこととなるときに適用される場合がある、国外転出時課税についてご紹介いたします。

[1] 概 要

国外転出をする居住者が、1億円以上の対象資産を有している場合には、その国外転出の時に対象資産の譲渡等があったものとみなして(実際に譲渡等を行っていないにもかかわらず)、その含み益に対して所得税が課税されます。

※ 国外転出とは、国内に住所及び居所を有しないこととなることをいいます。

[2] 対象者

国外転出の時ににおいて、次のいずれにも該当する居住者が対象となります。

- ・所有等している対象資産の価額の合計額が1億円以上であること。
- ・原則として国外転出をする日前10年以内において、国内に住所又は居所を有していた期間が5年超であること。

[3] 対象資産

- ・有価証券…株式・投資信託など

※ 譲渡所得が非課税とされるいわゆるNISA口座内の上場株式等も含まれます。

- ・匿名組合契約の出資の持分
- ・未決済信用取引等…決済していない信用取引・発行日取引
- ・未決済デリバティブ取引…決済していないデリバティブ取引

[4] 対象資産の価額の合計額が1億円以上であるかの判定時期

- (1) 納税管理人の届出を行う場合(国外転出の日以後に確定申告を行う場合)

国外転出の時における価額により判定を行います。

- (2) 納税管理人の届出を行わない場合(国外転出の日前に確定申告を行う場合)

国外転出の予定日から起算して3か月前の日における価額により判定を行います。

[5] 申告手続

- (1) 納税管理人の届出を行う場合

国外転出をした日の属する年の翌年2月16日から3月15日までに、他の所得を含めて確定申告と納税を行います。

- (2) 納税管理人の届出を行わない場合

国外転出の時までに、他の所得を含めて準確定申告と納税を行います。

[6] 国外転出の日から5年以内に帰国した場合

国外転出時課税の申告をした個人が、国外転出の日から5年以内に帰国した場合には、その帰国の時まで引き続き有している対象資産については、その譲渡等がなかったものとして課税の取消しをすることができます。

なお、課税の取消しをする場合は、帰国の日から4か月以内に更正の請求を行います。

※ 帰国とは、国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有することとなることをいいます。

[7] 納税の猶予

(1) 納税の猶予

国外転出時課税にかかる税額については、納税管理人の届出・担保の提供など一定の手続きにより、国外転出の日から5年4か月を経過する日までその納税を猶予することができます。

また、長期海外滞在が必要な場合には、所定の手続きにより猶予の期限を5年延長し、合計10年4か月とすることができます。

(2) 担保として提供できる財産

- ・ 不動産
- ・ 国債・地方債
- ・ 税務署長が確実と認める有価証券

(株券不発行会社に係る非上場株式、合同会社等の社員の持分も認められます。)

- ・ 税務署長が確実と認める保証人の保証 など

(3) 猶予期間の満了

納税の猶予期間が満了した場合、その満了日の翌日から4か月を経過する日までに、猶予されていた所得税と猶予期間に対応する利子税の納付を行います。

また、納税の猶予期間の満了日において、その満了日まで引き続き有している対象資産の価額が、国外転出の時の価額より下落した場合には、その満了日の価額で対象資産の譲渡等があったものとみなして、再計算をすることができます。

なお、再計算を行う場合は、満了日から4か月以内に更正の請求を行います。

[8] 贈与、相続又は遺贈の場合

国外転出時課税については、次の場合にも同様の取り扱いがあります。

- ・ 対象資産の全部又は一部を非居住者へ贈与する場合
- ・ 対象資産の全部又は一部を非居住者である相続人等が相続又は遺贈により取得する場合

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所までご連絡くださいますよう、
よろしくお願い申し上げます。